

※ 登録番号	第 26 号 (令和 4年 11月 28日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <input checked="" type="radio"/> 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	えむしーびーあせっと・まねじめんとかぶしきがいしゃ MCPアセット・マネジメント株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	たなか てつや 田中 徹也	
5.資本金額	70,000,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
つつみ さとる 堤 悟	取締役会長	常勤
たなか てつや 田中 徹也	代表取締役社長	常勤
こにし よしろう 小西 由郎	代表取締役	常勤
いがらし たつと 五十嵐 龍人	取締役	常勤
いちくら のぶゆき 市倉 信幸	取締役	常勤
てらもと こういちろう 寺本 晃一郎	取締役	常勤
あわの たかのり 栗野 隆徳	監査役	非常勤

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。

- (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
- (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
いがらし たつと 五十嵐 龍人	取締役 (コンプライアンス・オフィサー)	管理 (コンプライアンス)
いしかわ まさつぐ 石川 正嗣 (判断業務統括者) (投資判断を行う者)	運用調査本部投資一任運用部 兼不動産投資運用部 マネージング・ディレクター	判断業務統括者 (投資判断)
さのう あやこ 佐能 亜矢子	業務統括本部業務管理部 マネージャー	管理 (総務・経理)
計 3 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 店	平成22年 11月1日	東京都千代田区大手町一丁目8番1号 03-3517-8870
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

<p>1 業務の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域 (不動産の種類)</p> <p>イ. 以下に示す商業用及び居住用不動産： 居住用不動産：多家族用マンション及びアパートメント及び底地 商業用不動産：日本の建築基準法第48条別表第2において商業地域での建築が認められている建物及び底地 建築基準：日本の建築基準法施行令第36条に規定する技術的基準を満たしていること。 上記基準に合致しない不動産取得の場合、取得前に必要な改築工事を行うものとする。</p> <p>ロ. 日本の投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第15項に掲げられている不動産信託の受益権</p> <p>ハ. 日本の資産流動化法に基づき不動産を取得する特定目的会社が発行する優先出資証券 ニ. 日本の資産流動化法に基づき不動産を取得する特定目的会社が発行する特定社債 ホ. 貸金業者の行う貸付に係る貸付債権（責任財産が不動産に限定されているもの） ヘ. 主として不動産に投資する日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資信託の受益証券または投資法人の受益証券で上場しているもの（「日本型リート」）営業者が不動産関連資産を取得する他の匿名組合への出資</p> <p>ト. 商業用不動産担保証券 (規模) 不動産の規模は投資一任業務の契約の顧客ごとに定めるものとし、当社の行う投資一任業務の対象となる不動産の規模は特に定めない。 (所在する地域) 日本全国</p>
<p>2 助言の方法： 助言業務は行わない。</p>
<p>3 報酬体系 基本報酬体系</p> <p>(1) 取得時報酬：対象不動産の取得価格×0.5%（消費税別） (2) 資産運用報酬：ファンド時価総額（マーケットバリュ）×0.5%（消費税別） (3) 売却時報酬：対象資産の売却価格×0.5%（消費税別）</p> <p>上記報酬は基本報酬体系であり、運用対象、運用方法等を勘案し顧客と協議の上、上記算定方法と異なる方法で報酬を決定することがある。</p>
<p>4 報酬の支払時期 3ヶ月締め（3月末、6月末、9月末、12月末）（予定） また、顧客と協議の上、上記受領時期と異なる時期となることがある。</p>
<p>5 匿名組合、信託及び特定目的会社を用いる場合はその方法 (匿名組合)</p>

匿名組合出資を受けた合同会社又は株式会社を契約の相手方とする。

(信託)

次に掲げるものを投資対象とする。

(1) 次に掲げるものを信託する信託受益権

- ①土地及びその定着物に係る信託受益権
- ②土地及びその定着物の賃貸借の信託に係る信託受益権
- ③建物の信託に係る信託受益権
- ④建物の賃貸借に係る信託受益権
- ⑤温泉権に係る信託受益権
- ⑥前各号を混合して信託する信託受益権

(2) 金銭を信託する信託受益権（主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として信託財産を運用することを目的とするものに限る）

(3) 上記(1)①～⑤及び(2)を混合して信託する信託受益権

(特定目的会社)

資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社を契約の相手方とする。

6 不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

該当なし

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 (金商) 第490号	平成19年9月30日
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (4) 第88367	平成19年10月26日 (更新) 平成24年10月27日 (更新) 平成29年10月27日 (更新) 令和4年10月27日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

金融商品取引業

- ・ 第一種金融商品取引業
- ・ 第二種金融商品取引業
- ・ 投資運用業
- ・ 投資助言・代理業

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

1 2. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
(えむしーびー じゃぱんほー でいんぐす かぶしきがいしゃ) MCP ジャパン・ホールデ ィングス株式会社	66,000株	100%	福岡市中央区天神二 丁目12番1号

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
あわの たかのり 監査役 栗野 隆徳	栗野公認会計士事務所 監査業務

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。